

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

- ・一般職の職員の期末手当の支給月数を 0.15 月分引下げ【令和 4 年 6 月支給分から改定】
- ・再任用職員の期末手当の支給月数を 0.1 月分引下げ【令和 4 年 6 月支給分から改定】
- ・会計年度任用職員の期末手当の支給月数を 0.05 月分引下げ【令和 4 年 6 月支給分から改定】
- ・令和 3 年度引下げ月数相当額について、令和 4 年 6 月期の期末手当で減額調整

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和3年10月11日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 令和4年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の120に引き下げることとします。

また、再任用職員の支給割合を100分の67.5に、会計年度任用職員の支給割合を100分の125に引き下げることとします。（第17条および第31条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

(3) 令和4年6月期に支給する期末手当に関する特例措置について規定することとします。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例 新旧対照表

旧			新		
<p>第1条から第16条の2まで 省略 (職員の期末手当)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第17条の3から第30条まで 省略 (第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 第17条(第3項および第4項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>第1条から第16条の2まで 省略 (職員の期末手当)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第17条の3から第30条まで 省略 (第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 第17条(第3項および第4項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項	第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項
(新設)			第17条第2項	100分の120	100分の125

第 17 条第 5 項	各給料表	第 31 条第 1 項の規定の適用を受ける第 1 号会計年度任用職員が第 2 号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第 3 項
	規定する合計額	規定する額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該額

3 前項において準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額(日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額)とする。

第32条から第34条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第35条 省略

2 第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 17 条第 1 項	第 23 条第 6 項	第 38 条第 4 項において読み替えて準用する第 23 条第 6 項
(新設)		
第 17 条第 4 項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれ

第36条以下 省略

第 17 条第 5 項	各給料表	第 31 条第 1 項の規定の適用を受ける第 1 号会計年度任用職員が第 2 号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第 3 項
	規定する合計額	規定する額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該額

3 前項において読み替えて準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額(日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額)とする。

第32条から第34条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第35条 省略

2 第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 17 条第 1 項	第 23 条第 6 項	第 38 条第 4 項において読み替えて準用する第 23 条第 6 項
第 17 条第 2 項	100 分の 120	100 分の 125
第 17 条第 4 項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれ

第36条以下 省略